

[事案 2019-171] 契約貸付無効確認等請求

・令和2年9月28日 裁定不調

<事案の概要>

無断で契約貸付が行われたことを理由に、契約貸付の無効もしくは契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成20年6月に契約した養老保険と平成22年9月に契約した年金保険について、以下の理由により、契約貸付を無効にしてほしい。もしくは、契約を無効にして既払込保険料を返還してほしい。

- (1)本契約貸付は、担当者である自分の母が無断で行ったものであり、貸付金も母が費消した。
- (2)本契約の申込書は、母が署名し、用意した印鑑で押印した偽造書類である。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)本契約の締結後に改印手続が行われ、その後に行われた契約貸付申込書（書面）による契約貸付は、改印後の印章が用いられていることから、契約貸付に関する注意義務を尽くしている。
- (2)インターネットによる契約貸付は、申立人の意思にもとづき発行された仮パスワードを用いてパスワード登録がなされ、そのパスワードが使用されているため、約款の免責条項が適用され、申立人の損害について責任を負わない。また、契約貸付に関する注意義務を尽くしている。
- (3)本契約は有効に成立している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、加入時の状況および契約貸付がなされた経緯を把握するため、申立人および担当者である申立人母に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本契約の無効は認められず、書面による契約貸付の無効も認められないが、インターネットによる契約貸付は、保険会社のホームページへのアクセスおよびパスワードの登録を申立人母が申立人に無断で行ったものであることから、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾するとの回答を得られなかったため、手続を終了した。